

秋のこどもまんなか月間 毎年11月は オレンジリボン・児童虐待防止 推進キャンペーン



町では家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動を実施します。

児童虐待とは？ 以下の4種類に分類されます。(児童虐待の防止等に関する法律第2条)

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより拘束する など
性的虐待	こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティックバイオレンス:DV)、きょうだいに虐待行為を行う など

夫婦喧嘩も心理的虐待になることがあります！

面前DVとは、子どもの目の前で、親がパートナー(配偶者や同居人など)に暴力を振るうことをいいます。

子どもに対する暴力こそありませんが、子どもの心に深い傷を残す恐れのある行為であり、心理的虐待の一つに挙げられています。面前DVは、パートナーへのDVであると同時に、子どもへの虐待でもあるのです。最近では面前DVに関する通告がとて多くなっています。

「虐待を受けたと思われるこども」を見つけたときは・・・

迷わず連絡をしてください。連絡はこどものためのものです。罪に問われることはありません。また、連絡した人が特定されないように、秘密は守ります。

子育てについて不安を抱いているなら・・・

例えば、自分だけが子育てをうまくできていないと感じたり、こどもの行動が気に入らなかったりなど自分を追いつめることがあったら連絡をしてください。

こどもに関する相談はこちら

子ども応援課子ども応援グループ

☎28・0936(平日午前8時30分～午後5時15分)

愛知県中央児童・障害者相談センター

☎052・961・7250

※児童に危険が差し迫っているときは、警察へ通報(110番)してください。



児童相談所 虐待対応ダイヤル

いち はや く

通話料無料

189